

【別紙4】様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を  
記入してください。

収益納付に係る報

平成28年7月15日付けをもって交付決定の  
補助事業の実施期間内における事業化等の状況に  
付要綱第25条の規定に基づき、下記のとおり報

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有	無
有	無
有	無

補助事業者が、以下①～④の前提で、収益納付対象  
となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載  
例を記入しています。

<前提条件>

- ① 機械装置（対象経費：30万円）を購入した。
- ② 当該機械装置で原価等（対象外経費：40万円）  
をかけて、新商品を生産した。
- ③ 補助事業終了日までに79万円を売り上げた。
- ④ 機械装置を購入したほか、収益納付対象になら  
ない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、
- ⑤ 補助対象経費合計額は75万円であった。

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る 収益額 (C)	収入額 (D) 除外額 (E)	納付額 (F)
新商品Aの製 造・販売による 販路開拓の実現	500,000円 (A)	750,000円 (B)	390,000円 (D) -300,000円 (E) =90,000円 (C)	収入額 790,000円 (売上高) -400,000円 (製造原価等) =390,000円 (D)  除外額 300,000円 (E)	60,000円 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~ 3. においてすべて「無」の場合には、上記欄への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の補助金額をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の補助対象経費合計をいう。
- (4) 「補助事業に係る収益額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。
- (5) 「除外額 (E)」とは、別紙3の補助対象経費をいう。  
収益額 (C) = 補助事業の収入額 (D) - 除外額 (E)  
なお、(C) がゼロまたはマイナスの場合には、(C) にゼロと記載する。
- (6) 納付額 (F) = 収益額 (C) × 補助金額 (A) / 補助対象経費 (B)  
なお、収益があがっていない場合には、(F) にゼロと記載する。

- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。  
(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。